

## 府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、予算の範囲内において府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）とする。

- (1) 町内に営業拠点及び事業場を有していないこと。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を行わないこと。

2 代表者又は役員等が、府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者、又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする者は、前項の規定にかかわらず、対象者とししない。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、町内に新たに次の各号のいずれかの事業所（以下「事業場」という。）を町内の空き店舗等の物件（助成対象者と資本関係にある者が所有するものを除く。）を賃借して開設し、3年以上業務を継続するものとして町長が指定する事業（以下「指定事業」という。）とする。

- (1) サテライトオフィス（テレワーク（ICTを活用した、場所や時間にとらわれない働き方をいう。）を行うために、会社の本社又は支社等の営業拠点とは別に設置する事業所をいう。）又はシェアオフィス（他の事業者が事務所として利用できる個室又は共用のレンタルスペースをいう。）
- (2) 新規雇用常用労働者（事業所の開設に伴って新たに雇用され、又は府中町に転入し、当該事業所において継続して常時雇用される労働者をいう。）を3人以上（うち1人以上は町内に居住するものとする。）有する事業所

(指定事業の指定)

第4条 指定事業の指定を受けようとする者は、府中町地域活力創出型オフィス奨励指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業場等に係る工事に着手する日の1月前までに町長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第6号の書類にあっては、取得から3月以内のものに限る。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
- (4) 納税に関する同意書
- (5) 暴力団排除に関する誓約書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 財務関係書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、府中町地域活力創出型オフィス奨励指定書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定による奨励指定書の交付を受けた者が、指定事業を行う事業場（以下「指定事業場」という。）を開設したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、指定事業場の家賃及び通信費のうち、指定事業場の開設の日（開設の日が月の初日であるときは、その日の前日。以下「開設日」という。）の属する月の翌月分から開設日の3年後の日の属する月分までの費用とし、1月当たりの助成金の額は当該1月に要した助成対象経費の額（その額が5万円を超えるときは、5万円）とする。

(助成金の交付申請)

第6条 指定事業の指定を受けた者は、助成金の交付を申請しようとするときは、町長が指定する期日までに、府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業の実施状況が確認できる成果物(写真等)
- (3) 事業場に係る賃貸借契約書の写し
- (4) 助成対象経費を支払ったことが確認できる書類
- (5) 新規雇用労働者名簿
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定及び額の確定を行ったときは、府中町地域力創出型オフィス誘致促進助成金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付を請求しようとするときは、府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金請求書兼振込依頼書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の取消し又はすでに交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 町長の指示に従わないとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この訓令の失効前に第4条の規定により指定を受けた指定事業に係る助成金の交付については、この訓令の規定は、前項の規定にかかわらず、同行に規定する日後も、なおその効力を有する。

## 様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町地域活力創出型オフィス奨励指定申請書	第4条
様式第2号	府中町地域活力創出型オフィス奨励指定書	第4条
様式第3号	府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金交付申請書	第6条
様式第4号	府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金交付決定通知書	第7条
様式第5号	府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金請求書兼振込依頼書	第8条

様式（省略）